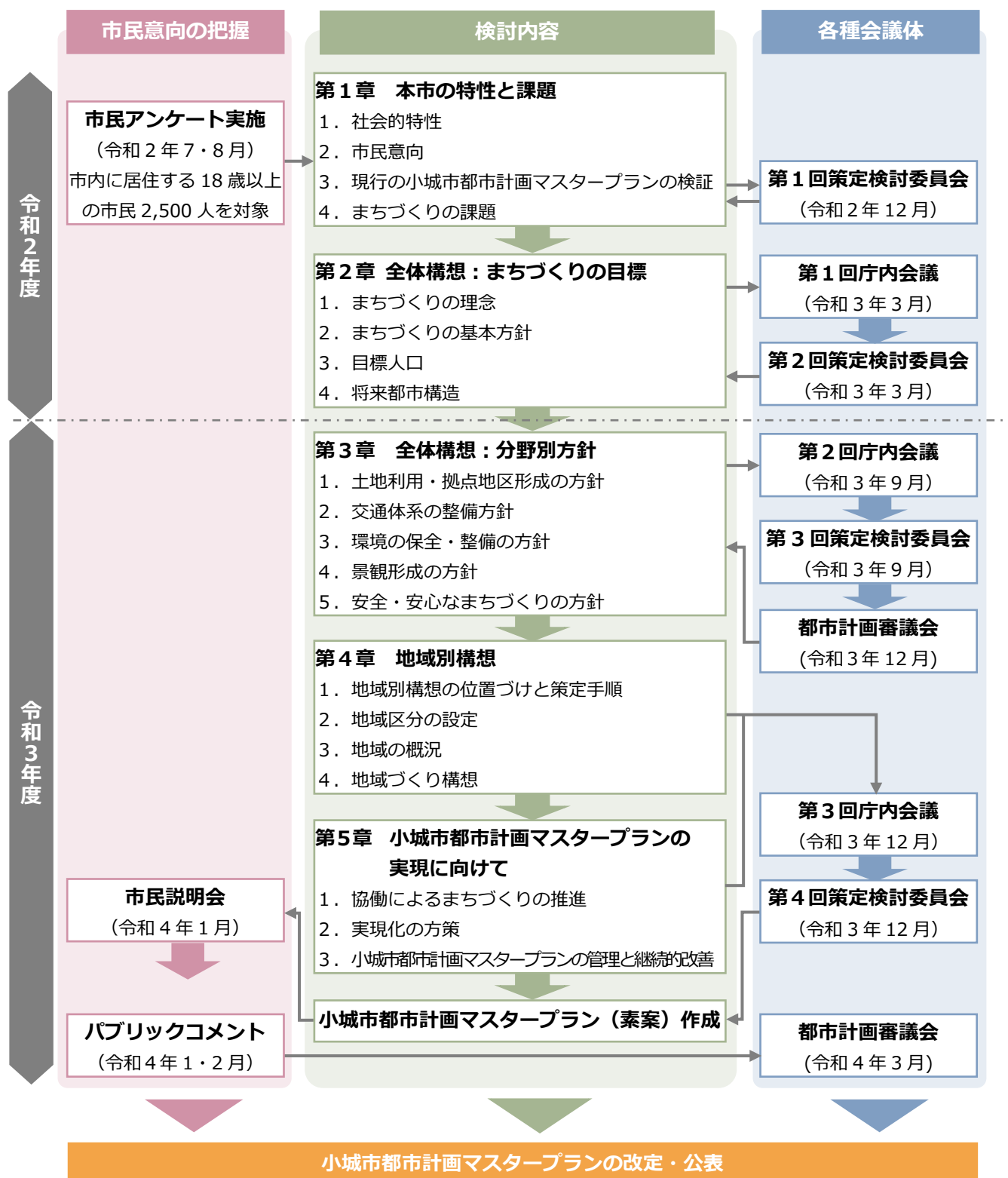


参考資料

参考資料 1 小城市都市計画マスタープランの改定スケジュール

本市では、小城市都市計画マスタープランの改定に向け、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけて検討を進めてきました。以下に、改定スケジュールを示します。

■改定スケジュール



参考資料２ 委員名簿

１．小城市都市計画マスタープラン策定検討委員会 名簿

NO	構成	役職	氏名	備考
1	1号委員	委員長	猪八重 拓郎	国立大学法人 佐賀大学
2	2号委員		楠 英人（R2） 天本 貴子（R3）	佐賀県 県土整備部都市計画課 課長（R2） 佐賀県 県土整備部まちづくり課 課長（R3）
3	3号委員		秋野 和之	社会福祉法人 小城市社会福祉協議会 事務局長
4	3号委員		田中 博起	小城商工会議所 専務理事
5	3号委員		山本 康德	小城市商工会 会長
6	3号委員		井手 一壮	佐賀県農業協同組合 佐城北部営農経済センター センター長
7	3号委員		友田 正和	佐賀県有明海漁業協同組合 芦刈支所 支所長
8	3号委員		吉谷 泰蔵	（一社）小城市観光協会 事務局長
9	3号委員		吉田 陸代	小城市地域婦人会 会長
10	3号委員		江上 康男	（一社）佐賀県バス・タクシー協会 専務理事
11	3号委員		木下 隆和	小城市区長連絡協議会（小城）三里地区会長
12	3号委員		古川 一二三	小城市区長連絡協議会（三日月）会長
13	3号委員		江口 克己（R2） 平石 正信（R3）	小城市区長連絡協議会（牛津）会長
14	3号委員		岡本 秀実（R2） 徳廣 直（R3）	小城市区長連絡協議会（芦刈）会長
15	4号委員		中尾 祝子	公募による選任
16	4号委員		御厨 英正	公募による選任

2. 小城市都市計画マスタープラン庁内会議 名簿

NO	所属		備考
1	総務部	防災対策課	
2	総務部	財政課	
3	総務部	企画政策課	
4	総務部	総合戦略課	
5	市民部	環境課	
6	福祉部	社会福祉課	
7	福祉部	健康増進課	
8	産業部	農林水産課	
9	産業部	農村整備課	
10	産業部	商工観光課	
11	建設部	建設課	
12	建設部	下水道課	
13	建設部	定住推進課	
14	水道課		
15	教育委員会	教育総務課	
16	教育委員会	生涯学習課	
17	教育委員会	文化課	
18	農業委員会		
19	建設部	都市計画課	事務局

参考資料3 市民意向の把握

1. 市民アンケート調査

小城市都市計画マスタープランの検討を行うにあたり、市民のまちづくりに対する意向を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

■ 市民アンケート調査実施概要

項目	内容
調査時期	令和2（2020）年7月31日～8月25日
調査対象	小城市に居住する18歳以上の市民 2,500人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
有効回収数（有効回収率）	749票（30.0%）

小城市都市計画マスタープラン見直しに係る 将来のまちづくりに関する 市民アンケート調査ご協力をお願い

平素から、市政の推進につきましては、格別のご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
現在、小城市では平成20年8月に「小城市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで都市計画マスタープランに基づいたまちづくりを進めてきました。しかし、策定からおよそ10年が経過し、人口減少、少子・高齢化などの社会経済情勢が大きく変化しています。
本市においても、人口減少、少子・高齢化が進行しており、そのような状況下においても、まちの活力を失わず、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることのできる、都市づくりを進めるため「小城市都市計画マスタープラン」の見直しを予定しています。
そこで、市内にお住まいの18歳以上の市民2,500人を無作為に抽出してアンケート調査を実施することといたしました。調査は無記名で実施し、ご記入いただいた内容については、統計的な処理を行いますので、個人の方にご迷惑をおかけすることはありません。また、調査の目的以外に使用することは一切ございません。
ご多用のところ恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、お考えや意見を記入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和2年8月

小城市長 江里口 秀次

都市計画マスタープランとは？

おおむね20年後の将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの方針を定めるもので、小城市の「まちづくり設計図」となるものです。今後は、このマスタープランに基づき、具体的な計画的な都市づくりが進められます。

都市計画とは？

住み良いまちづくりを行うため、土地の利用や建物に対するルールを定め、道路や公園などといった、私たちの生活に欠かせない都市施設の配置計画を定めるものです。

ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れて、**令和2年8月25日（火）までに、郵便ポストに投函してください（切手を貼る必要はありません）。**

《調査票記入上の注意事項》

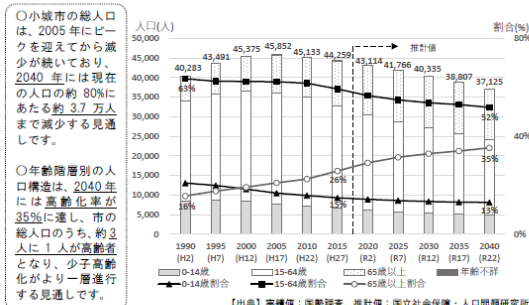
1. ご記入にあたっては、できる限り封筒のあて名のご本人がお答えください。
2. 各質問時にもあてはまるものを選び、その番号を○印で囲んでください。
3. “その他”にあてはまる場合、その番号を○印で囲み、（ ）内に“その他”の具体的な内容を記入してください。

《お問い合わせ先》

小城市役所建設部 都市計画課 都市計画係

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号：0952-37-6121

【小城市の人口総数・人口構造の推移】



【小城市校区図】



2. 市民説明会

小城市都市計画マスタープランの改定内容について、周知及び市民意見を広く聴取するため、市民説明会を開催しました。市民説明会では、都市計画マスタープラン（素案）についての意見を聴取しています。

項目	内容
開催期間	令和4年（2022年）1月26日、27日
参加者数	0名（1月26日：0名、1月27日：0名）
会場	牛津公民館、小城市まちなか市民交流プラザ（ゆめぷらっと）



▲牛津公民館①



▲牛津公民館②



▲牛津公民館③



▲ゆめぷらっと①



▲ゆめぷらっと②



▲ゆめぷらっと③

3. パブリックコメント

小城市都市計画マスタープランの改定内容について、周知及び市民意見を広く聴取するため、パブリックコメントを実施しました。都市計画マスタープラン(素案)についての意見を聴取しています。

項目	内容
実施期間	令和4年(2022年)1月20日(木)～2月18日(金)
閲覧場所	小城市ホームページ 都市計画課窓口(小城市役所東館1階)
対象者	市内に住所を有する者 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体 市内の事務所または事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 対象事案に利害関係を有すると認められる者
意見募集の内容	小城市都市計画マスタープラン(案) 小城市都市計画マスタープラン(案)概要版
意見提出方法	住所、氏名、電話番号を記入の上、郵送、持参、ファックスまたはEメール ※郵送の場合は、消印有効。提出書の様式は、任意の様式
応募者数(意見件数)	0人(0件)

参考資料4 用語解説

あ行

アダプトプログラム

- ・住民等が、公園・道路等の公共施設の一部の区域、空間を責任を持って保守管理等を行う制度。

か行

開発行為

- ・主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

合併処理浄化槽

- ・し尿と生活雑排水を合わせて個別に処理する浄化槽。

環境負荷

- ・人の生活や都市活動により環境に加えられる影響のこと。大気汚染や水質汚濁、生態系の破壊などの原因となる自動車や工場からのガスの排出、家庭や工場からの排水、開発などによる自然の改変など、環境保全上、支障の原因となる恐れのあるもの。

既存ストック

- ・既に整備された道路や橋、公共建造物などの公共施設のこと。財政が逼迫する今日においては、既存ストックの活用による公共投資の削減が必要とされている。

協働

- ・パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」のこと。

居住誘導区域

- ・人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域。

建築協定

- ・建築基準法に基づいて、関係権利者が合意のもとで建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠等について定める協定のこと。

公共交通

- ・電車、バス、地下鉄などの不特定多数の人々が利用できる交通機関のこと。

交通結節機能

- ・複数の交通機関が結節する場所において、その乗換や移動を円滑に行う機能のこと。

高度利用

- ・容積率（階数）の高い建物による効率的な土地利用。高度利用によって、細分化した敷地を一定敷地規模以上にすることや、有効空地や道路などの公共施設用地を確保することにより、良好な市街地を形成する。

高齢化率

- ・全年齢人口に対する、満 65 歳以上人口の割合。

さ行

親水空間

- ・治水機能だけではなく、水辺で遊んだり、河川沿いを散策したりする、水に親しむ機能を持った空間。

スマートインターチェンジ

- ・高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等に設置される、ETC 専用のインターチェンジ。

生活利便施設

- ・官公庁や駅、図書館、郵便局等の公共公益施設、スーパーマーケットや電器店等の買物施設、銀行やサービス店舗等の事務所施設などの日常生活で頻繁に利用する施設のこと。

（小城市）総合計画

- ・地方自治法に基づき、市町村が議会の議決を経て定める、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想。小城市では、令和 3（2021）年 12 月に第 2 次小城市総合計画後期基本計画を策定しており、都市計画マスタープランの上位計画に位置づけられる。

た行

地域地区

- ・都市計画法第 8 条の規定により、都市計画として定められる各種の地域、地区、または街区の総称。用途地域、特別用途地区、防火地域、準防火地域、高度利用地区、風致地区、駐車場整備地区などがある。

地区計画

- ・地区の特性にふさわしい良好な市街地を整備・保全するため、建築物の建築等に関して必要な事項をきめ細かに定め、街区内の建築行為等を規制・誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

都市機能

- ・居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など都市を支える諸機能。

都市機能誘導区域

- ・商業、医療・福祉施設等の日常生活を送る上で必要となる都市機能を都市の中心拠点等に誘導・集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。

都市計画基礎調査

- ・都市計画法に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査。

都市計画区域

- ・都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域について、都道府県知事が指定する。

都市計画区域マスタープラン

- ・都市計画区域マスタープランは、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などについて、都道府県が都市計画区域ごとに定めるものであり、都市計画決定が行われる。このため、記載される内容は確実性の高いものに限られており、都市計画に関する最上位計画となる。また、市町村が定める都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即したものとすることが必要がある。

都市計画道路

- ・都市計画法の規定に基づく都市施設として定められる道路。

都市公園

- ・地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。

都市構造

- ・道路、鉄道などの根幹的な都市施設や河川などの大規模な地形・地物を骨格として、都市の機能や土地利用をイメージする空間構成を表現したもの。

都市施設

- ・都市計画法第 11 条の規定により、都市計画として定められる施設の総称。道路や公園、下水道、駐車場をはじめ、その他市場、ごみ処理場などのまちの中で基幹的、骨格的な機能を持つ公共施設などのこと。

土砂災害警戒区域

- ・土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。指定された場合は、土砂災害の危険の周知、警戒避難体制の整備等が行われる。
- ・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。指定された場合は、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造の規制、建築物の移転の勧告や支援措置等が行われる。

トリップ

- ・人がある目的を持ってある地点からある地点へと移動すること。

な行

農業振興地域

- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要と認められ、一定の要件を満たすものについて、都道府県知事が指定する地域。

農用地区域

- ・農業振興地域整備計画の農用地利用計画により定める、概ね 10 年先を見越して農用地として保全していく区域。(⇒農業振興地域)

は行

パブリックコメント

- ・行政が政策や計画などを立案するにあたり、住民意見を募集し、意見を汲み取って政策決定に反映させる制度のことを指す。

バリアフリー

- ・障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語として登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ま行

まちづくり協議会

- ・住民自らが計画を立案・提案し、また地元と行政との橋渡しを行うまちづくり協議組織。

や行

ユニバーサルデザイン

- ・道具や空間をデザインするにあたって、障害者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインを考えること。

用途白地地域

- ・本都市計画マスタープランにおいては、非線引き都市計画区域（現在の小城都市計画区域）内において、用途地域の指定が行われていない区域を指している。

用途地域

- ・都市計画法上の地域地区のうち最も基本的な地域であり、住宅地の望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、それぞれの地域にふさわしい発展を促すために定められる。地域区分には大きく分けて「住居系」「商業系」「工業系」の3つがあり、そのなかでさらに細かく分けられ全部で13種類ある。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その用途や規模、形態などが規定される。

ら行

ライフライン

- ・電気、ガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

立地適正化計画

- ・都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導により、行政と住民や民間事業者が一体となって“集約型都市構造”に向けた取組みを推進する計画。本市では、平成29（2017）年3月に、小城市立地適正化計画を策定している。

英数

DID(Densely Inhabited District)

- ・人口集中地区。人口密度が40人/ha以上の地区（国勢調査区）が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。

N P O (Non-Profit Organization)

- ・社会的な使命を達成することを目的にした民間の非営利型組織（利益は団体の活動目的を達成するための費用に充てられる）で、一般に、政府・自治体や企業では扱いにくいニーズに対応するための活動や社会的な問題を解決するための活動を行う組織や団体をさす。

P P P (Public Private Partnership)

- ・Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。

P F I (Private Finance Initiative)

- ・Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。